

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各部門における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部等における平素の業務（法第41条）

市の各部門は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、防災における体制を活用しながら、その準備に係る業務を行うものとする。

【市の各部における平素の業務】（抜粋）

部名	平素の業務
政策部	・ 市民に対する広報に関すること ・ 市民の陳情、要望等の広聴に関すること ・ 市長、副市長の秘書に関すること ・ 報道機関との連絡調整に関すること ・ 公共交通等に関すること ・ 情報基盤の整備に関すること ・ 記録に関すること
総務部	・ 国民保護に関する業務の総括に関すること ・ 国民保護法制に関すること ・ 関係機関及び各部等との連絡調整に関すること ・ 情報の収集、伝達体制の整備に関すること ・ 避難施設の指定に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 特殊標章等の交付に関すること ・ 国民保護に係る各種研修、訓練及び啓発活動に関すること ・ 備蓄食料等及び必要な資材の整備に関すること ・ 職員の配備体制の整備に関すること

部名	平素の業務
財務部	・市有財産（公用車含む）の管理に関する事 ・物品の供用、管理及び調整に関する事 ・資金の調達管理に関する事 ・物品の購入に関する事
地域交流部	・離島に関する事 ・在住外国人の支援体制の整備に関する事 ・所管する観光施設及び文化施設等に関する事
市民環境部	・市民の住民基本台帳等に関する事 ・市民の各種相談に関する事 ・災害による市税等の減免等に関する事 ・家屋の被害状況の調査に関する事 ・ゴミ等処理体制の整備に関する事 ・火葬に関する事 ・環境保全体制の整備に関する事 ・所管するゴミ処理施設等に関する事
保健福祉部	・社会福祉法人（ボランティア団体含む）との支援及び調整に関する事 ・避難行動要支援者に関する事 ・医療、医薬品等の供給体制に関する事 ・所管する施設に関する事 ・高齢者、障がい者（児）等の安全確保及び支援制度の整備に関する事
農林水産部	・農業、林業、漁業団体に関する事 ・所管する農業施設、治山施設及び漁港施設等に関する事 ・動植物の防疫、病虫害及び有害鳥獣に関する事
経済部	・商工関係団体等に関する事 ・所管する施設に関する事

部名	平素の業務
都市整備部	・各種道路、河川、港湾等の整備に関すること ・管轄する各種道路、河川、港湾等の関連施設の整備に関すること ・国、県の関係機関との調整に関すること ・住宅（応急仮設住宅）施策に関すること ・所管する施設に関すること
上下水道局	・上水道等に関すること ・下水道に関すること ・所管する施設に関すること ・飲料水（備蓄用飲料水含む）の供給体制の整備に関すること
ボートレース 企業局	・所管する競走場内施設（場外施設含む）に関すること ・競走場等における来場者の避難体制等の整備に関すること
スポーツ局	・避難施設（体育施設含む）に関すること ・スポーツ団体等に関すること
教育委員会	・所管する公民館等に関すること ・市立中学校及び小学校に関すること ・文化財の保護に関すること ・特殊標識等の普及啓発に関すること
消防本部	・救急、救助、消火に関すること ・消防応援協定等に関すること ・消防団（水防団）に関すること
市民センター	・本庁各部の分掌事務に準じ、処理すべき業務

※国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案については、危機管理防災課が行う。

2 市職員の参集基準等（法第41条）

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、県との連携を図り、市消防本部を中心として、当直等の強化を行い、速やかに市長及び危機管理防災課等の国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な通信連絡体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の配備要員基準等

市は、県等の国民保護活動体制等と緊密な連携を保持して「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」、「国民保護対策本部」のそれぞれについて、体制を整備する。

ア 市は、国民保護措置を実施するため、事態の状況に応じて、事態認定前と事態認定後の体制に区分し、体制を確立して、市の対策本部等活動を実施する。

イ それぞれの体制の細部は『第3編 第1章「初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置」』による。

●「緊急対処事態及び武力攻撃事態等における国、県、市の体制」27ページ

●「事態の状況に応じた体制の確立」28ページ

ウ 国民保護対策本部等の各対策本部の勤務要領等の細部は、「国民保護対策本部等マニュアル」を別途定める。

エ 配備体制の強化

武力攻撃災害が発生又はそのおそれがある場合の国民保護対策本部設置時の配備体制は、次の基準により、市長が定める。

【配備体制の基準】

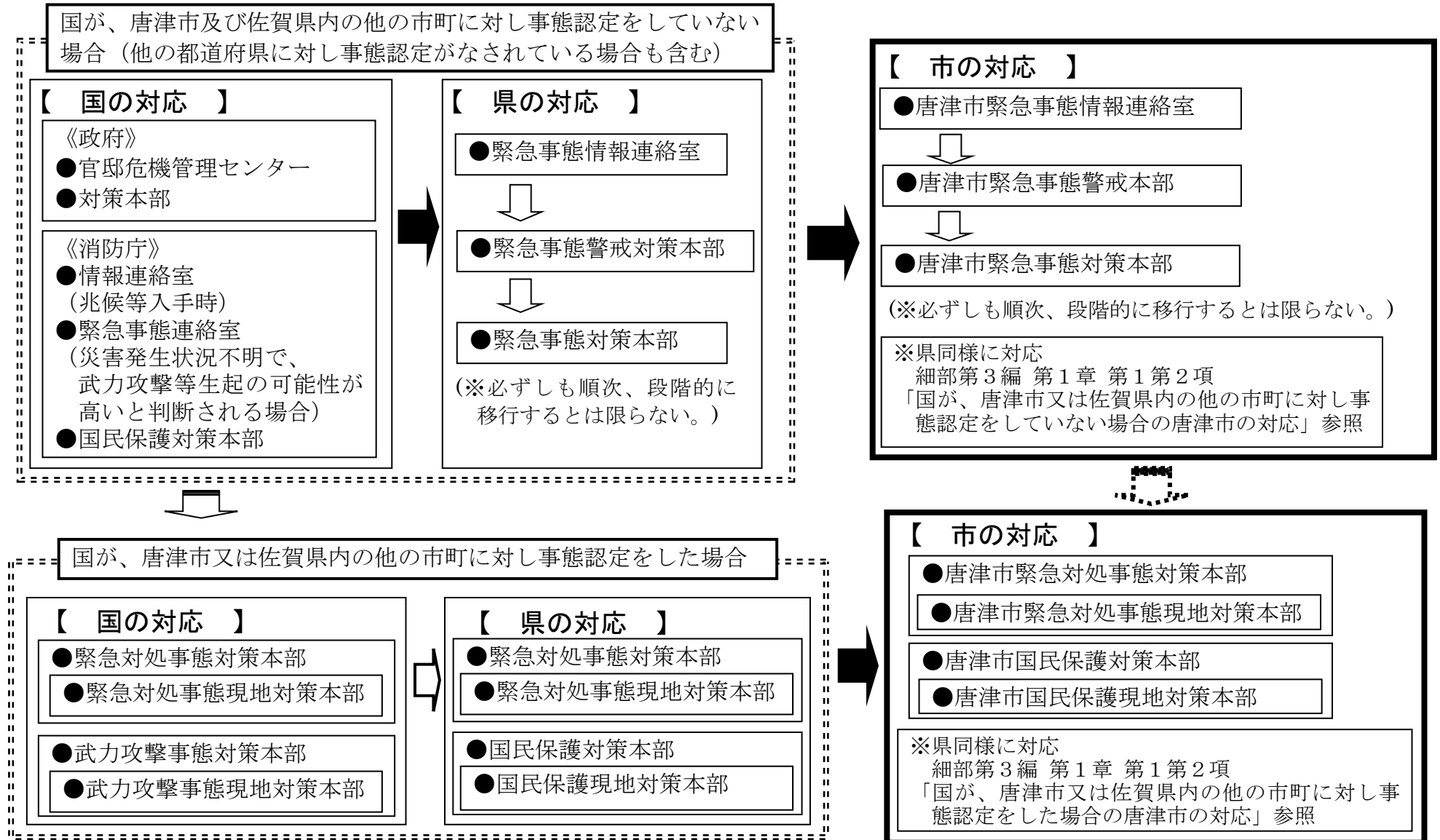
種別	体制の基準	配備要員基準
第1体制	全域に甚大な武力攻撃災害が発生した時又はそのおそれがある場合	全職員
第2体制	局地的に甚大な武力攻撃災害が発生した時又はそのおそれがある場合	概ね1／2 程度の職員

※対策本部の活動体制の指示の細部は、対策本部長が「市災害対策本部
規程第20条」の定めにより、『災対1～4号』の指令により行う。

※各対策部の配備要員は、各対策部長が、上記基準に基づき定める。

※各対策支部の配備要員は、対策支部長が、上記基準に基づき定める。

緊急対処事態及び武力攻撃事態等における国、県、市の体制



【事態の状況に応じた体制の確立】

事態の状況	対処体制設置の判断基準	体制
国の事態 認定前	次に掲げる事態に危機管理防災課長が必要と求める場合 1 事態発生に備え迅速に対応できる体制を確立し、情報収集を実施する必要がある場合 2 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合 3 武力攻撃事態等の発生地域が九州・中国・四国地方の各県を除く都道府県の場合（自動設置） 4 その他危機管理防災課長が必要と認めた事態	緊急事態 情報連絡室
	次に掲げる事態に総務部長が必要と認めた場合 1 国による対策がなされ、一段と事態の緊迫が予想されるなど、事態発生により迅速に対応できる体制をとる必要がある場合 2 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある場合 3 市民の避難準備等に対し、連絡調整等全庁あげて対応する場合 4 武力攻撃事態等の発生地域が中国・四国地方の各県の場合（自動設置） 5 その他総務部長が必要と認めた場合	緊急事態警戒本部
	次に掲げる事態に市長が必要と認めた場合 1 全庁あげて対応し、事態認定に向け住民避難実施（指示）等の準備を開始する場合 2 県内で多くの負傷者や救助を要する事態が発生又は、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合	緊急事態対策本部

事態の状況	対処体制設置の判断基準		体制
	3 武力攻撃事態等の発生地域が九州地方の他の県及び佐賀県内の他の市町の場合等（自動設置） 4 その他、市長が設置の必要性があると認めた場合		
国の事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	※上記に示す、「国の事態認定前」の場合と同じ	緊急対処事態情報連絡室
			緊急対処事態警戒本部
			緊急対処事態対策本部
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		国民保護対策本部

(4) 職員の動員配備要領

ア 通常の場合における勤務の態様による動員要領

(ア) 勤務時間内

- a 総務部長から各部長へ動員伝達を実施する。
- b 各部長は、各課長に動員体制を整えるように命じる。
- c 各課長は、動員体制を整える。
- d 動員された職員は、災害対策活動を実施する。
- e 出張中等の職員は、所属課に安否を連絡し登庁の有無を連絡する。

(イ) 休日等勤務時間外

- a 警備員から「災害発生時の連絡通報体制」により防災関係職員に対し迅速に連絡し、体制をとる。
- b 防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対し連絡し、体制を強化する。

イ 交通途絶により所定の場所に登庁できない場合（参集場所の例外）

職員が、交通途絶等により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、

- ①本庁
- ②市民センター
- ③その他の出先機関

の優先順により、登庁可能な場所に参集するものとする。

なお、国民保護対策本部において、市長が不在又は事故等に遭った場合は、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長の順で代理し、指揮命令系統を確立する。

ウ 市の防災関係職員と幹部職員との連絡手段の確保及び連絡方法等

市の防災関係職員及び幹部職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話を常時携行し、電話・携帯電話等のメール、チャット機能等による連絡手段を確保するものとする。

連絡通報体制の整備に当たっては、連絡系統における不通時を考慮し、業務上の課長職員、その他の職員の優先順位の事前指定等による方策を講じる。

また、職員への参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約には市情報メール等を活用する。

(5) 緊急初動班の整備

武力攻撃事態の発生により、国民保護対策本部の設置が困難な場合に緊急初動班を編成し、対応する。本庁において、必要最小限の対策本部体制がとれ次第、国民保護対策本部等の体制に移行する。

ア 職員の迅速な参集体制の整備

(ア) 電話が途絶する等連絡手段の確保が困難な場合

- a 武力攻撃事態の発生により、電話が途絶した状況の中で国民保護対策本部等が設置されることとなった場合、初動時の情報収集及び対策本部の開設等に当たらせるため、必要に応じて総務部長又は危機管理防災課

長の指示により、地域防災計画第2編第3章第1節「配備体制の基準」で定める参集職員を基準に、緊急参集職員を確保し緊急初動班を設置する。

- b 緊急初動班長は、危機管理防災課長又は危機管理防災係長をもってあて、緊急初動班を指揮し、次に掲げる事項について、対応する。

【緊急初動班の主な業務】

- (a) 対策本部の開設、機能の確保
 - ・防災行政無線などの通信機材の点検（復旧）
 - ・自家発電設備の点検、本庁舎の電気、給水設備等の点検（復旧）
 - ・関係職員の招集、配置
 - ・食料、燃料等の備蓄確認及び仮眠施設の確保等
- (b) 情報収集
 - 各市民センター、県対策本部、県警察等関係機関、消防機関、近隣市町、マスコミ、及び住民等からの情報収集
- (c) 県国民保護対策本部、国や関係機関等との連絡・調整等
- (イ) 電話等が活用できる場合
 - a 幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、緊急事態等に関する情報収集に努める。
 - b 電話等通信による参集要領
 - 平常の体制において、別途定めている「災害発生時の連絡通報体制」による。

(6) 武力攻撃災害時の職員の役割の徹底

職員は、武力攻撃事態等における国民保護対策本部等が設置された場合、「唐津市国民保護対策本部及び唐津市緊急対処事態対策本部条例」並びに本計画に基づき各対策部及び各班が実施すべき業務を処理する。

なお、市はあらかじめ各職員に対し武力攻撃災害時における初動体制、所属職員の役割等の周知徹底を図る。

(7) 国民保護対策本部室等の整備

ア 国民保護対策本部室等の長期体制の確保

(ア) 機能発揮のための安全・継続性の確保

武力攻撃事態等における武力攻撃災害対処活動のための中枢機関となる国民保護対策本部等を設置する本庁舎等について、対策本部としての機能発揮の安全性と継続性の確保に努める。

(イ) 自家発電設備の確保

本庁等に設置してある自家発電設備の点検整備を確実にを行い武力攻撃災害対処活動体制の基盤を確保する。

(ウ) 食料、燃料等の確保

武力攻撃災害が発生した場合、対策を実施する職員は、少なくとも数日間から数週間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料、燃料等の備蓄・調達及び仮眠設備の確保等の体制充実を図る。

(エ) 情報、通信体制の整備

市は各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実にできるよう情報伝達ルート

の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、市民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

【主な防災情報の提供に関するシステム】

- a 60MHz防災行政無線
 - b 280MHzデジタル同報無線システム
 - c 市行政放送
 - d 唐津市情報メール
 - e 市ポータルサイト（ホームページ）
 - f ソーシャルメディア（LINE、Facebook等）
 - g FMからつによる緊急災害等放送
 - h 唐津市G空間情報収集システム
 - i 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社による緊急速報メール等の配信
 - j 市広報車
 - k L－A L E R T（災害情報共有システム）
 - m 県防災ネットあんあん（スマートフォンアプリ）
 - n インターネット、テレビ、ラジオ等
- イ 国民保護対策本部室等勤務職員の長期勤務体制の確保
- (ア) 交代要員の確保
- 市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部等を設置する場合に備え、その機能が確保されるよう勤務する職員の適切なローテーション管理等により長期体制の確保に努める。
- (イ) 勤務要領
- 国民保護対策勤務要領マニュアルを、別途定める。

(8) 防災拠点の整備

武力攻撃災害時において、地域内での武力攻撃災害応急活動の現地拠点として、防災拠点の整備を図る。

《主な機能》

- ・ 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- ・ 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ・ ヘリポート機能
- ・ 情報通信機能

(9) コミュニティ防災拠点の整備

住民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、住民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

《主な機能》

- ・ 避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティの拠点）
- ・ 避難場所としての広場
- ・ 情報通信機器

3 消防機関の体制

(1) 相互応援協定の締結等（法第12条第1項、第147条）

市は、県境を越える避難や、NBC〔N：核物質（Nuclear）、B：生物剤（Biological）、C：化学剤（Chemical）〕攻撃等による災害を伴う武力攻撃事態等においても迅速に対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行い、既存の消防応援協定等の消防機関相互の連携強化を図る。

特に、消防機関の活動を円滑に行うため、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における近接市町の消防機関との相互応援体制の整備に努め、応援体制の充実を図る。

また、消防機関のNBC災害対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の充実を図る。

【資料編】

- 「大規模災害時の相互応援に関する協定都市一覧」
- 「消防相互応援協定一覧」

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

ア 武力攻撃事態発生（おそれ）時において、消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、平素から市と協同して訓練を行い、避難経路、誘導要領等を検討し活動能力の向上を図る。

イ 市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置の訓練に消防団を参加させ国民保護対処能力の向上を図る。

また、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を積極的に行い消防団の充実・活性化を図る。

ウ 消防本部は、消防本部における参集基準等に準拠して、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続き等（法第6条）

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、次のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

種別	項目
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収容に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
実費弁償 (法第159条第2項)	※医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1項・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	※医療の実施の要請等によるもの。 (法第85条第1項・2項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

※1 政令で定める基準に従い県が実費を弁償

※2 担当課については、各対策部「国民保護対策本部勤務マニュアル」で定める。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関等との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、唐津市地域防災計画等に基づく連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」、「武力攻撃原子力災害」等の個別のテーマに関して、必要に応じ、関係機関による意見交換の場を設け、関係機関との意思疎通を図るとともに、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携（法第3条第4項）

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県と緊密な情報の共有を図る。

(3) 離島住民避難、広域避難、応援体制等の整備に関する連携

大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、離島住民避難、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える避難、救援等を実施するための体制の整備充実のため、県と緊密な連携を図る。

(4) 市国民保護計画の県への協議（法第35条第5項）

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と、市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、市と県との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(5) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携（法第17条）

(1) 近接市町との連携

ア 市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、消防相互応援協定等を締結している市町及び近接市町相互の国民保護計画の内容について、県の支援を受け、協議により相互調整を実施する。

特に、防災等に関し締結されている市町間の消防相互応援協定等について必要な見直しを行う等、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図り、市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

イ 広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、緊密な情報の共有を図る。特に、生物剤による攻撃にあつては、市（県）の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健福祉事務所、衛生薬業センター等の機関との連携を緊密に行い、情報の共有を図る。

【資料編】

- 「近接市町一覧」

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

【資料編】

- 「指定公共機関連絡先一覧」

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

【日本中毒情報センター】（365日24時間）

- ・大阪中毒110番：072-727-2499
- ・つくば中毒110番：029-852-9999

【資料編】

- 「県内病院一覧」
- 「高規格救急自動車の配備状況、救急救命士の状況」

(3) 関係機関との協定の締結等（法第63条、第79条、第147条）

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 広域応援体制の整備（法第12条第1項、第147条）

市は、県と連携して、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や、武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに市の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制の整備充実に努める。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援（法第4条第3項）

ア 市は、各種機会をとらえ、市民に対する国民保護法及び市計画に関する啓発を行い自主防災組織の結成を促す。

イ 市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実に努めるとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携を図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項）

ア 市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

イ 市は、災害救援ボランティアセンターを設置する市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、情報を提供する。

また、県は、災害時における住民の避難や救援活動等について知識や経験を有する佐賀県隊友会や佐賀県警友会等とも連携を図り、武力攻撃事態等においてその活動が円滑に行われるよう、活動場所の提供や国民保護措置に関する必要な情報の提供を行うなど、その活動環境の整備を図る。

第3 通信体制の整備

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図り、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された佐賀地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備（法第8条）

市は、県及び関係機関等と連携し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・全国瞬時警報システム（J-A L E R T）及び緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）等の非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者（児）、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有（法第3条第4項）

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努め、情報の共有化を図る。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、県から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するとともに、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会との十分な協議のうえ、その役割の相互理解に努める。

(2) 防災情報の提供に関するシステムの整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災情報の提供に関するシステムの整備を図る。

【資料編】

- 「防災情報の提供に関するシステム イメージ図」
- 「指定地方公共機関の連絡先」

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察及び海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

市は、国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」（平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知））について、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号又は第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報システム（以下「安否情報システム」という。）を用いて、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号含む）
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷又は疾病の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の住所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体の安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備（法第94条第2項）

市は、自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の担当者及び安否情報の回答責任者をあらかじめ定め、必要な体制の整備を図る。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行い、職員に対し、必要な研修・訓練を行うとともに、市全体の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【資料編】

- 安否確認サービスの概要
- 安否情報省令

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備(法第126条第1項、第127条第1項・2項)

市は、被災情報の収集、整理及び県知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定め、必要な体制の整備を図る。

- 「火災・災害時等即時要領（第3号様式）」 118ページ

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得と、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治修習所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県・国の職員、危機管理等に関する知見を有する自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練（法第42条第1項）

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を行う。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者（児）その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、町内会、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における標示の設置、警察官による指示等による通行要領、区域又は道路の区間を指定した歩行者・車両通行禁止、又は制限等に関する交通規制下での避難要領等について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難

(1) 基礎的資料の準備（法第54条第1項及び第2項）

市は、迅速に避難実施要領の作成ができるよう、避難対象者リスト、市・県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

基礎資料	主要内容等
避難対象者リスト	・各行政区単位、離島に対しては、各離島単位のリスト
住宅地図	・人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ（外国人含む。）
区域内道路網のリスト	・避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト、道路地図
輸送力リスト	・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ（鉄道網、航路、バス網、保有船舶、車両数など） ・漁船リスト
ヘリポートリスト	・ヘリポートの所在地、規模等
港湾施設リスト	・港湾の所在地、規模等
避難施設リスト	・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
備蓄物資、調達可能物資リスト	・備蓄物資の種類、数量、備蓄場所等のリスト
生活関連等施設等リスト	・避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧	・食料品等の調達に関する関連事業者 ・避難時の輸送関連機関、事業者
関係機関との協定一覧	・大規模災害時の相互応援協定、消防相互応援協定等 ・食料品等の調達、輸送協力に関する協定等
町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧	・代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等 ・ボランティア組織一覧
消防機関リスト	・消防本部、消防署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先 ・消防機関の装備資機材のリスト（NBC防護関連含む。）
災害時避難行動要支援者リスト	・災害時避難行動要支援者リスト
備 考	・地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。 ・努めて、データベース策定

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者（児）等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者（児）等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する個別避難計画を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

【避難行動要支援者の個別避難計画について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者（児）等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者の個別避難計画を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府（防災担当））参照）。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所等单位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターン作成（法第61条）

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

作成に当たっては、県の助言を受けるとともに、県警察からも避難経路の選定等について必要な助言を受ける。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携し、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する収集情報】

区分	収集内容等
輸送力に関する情報	保有車両等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
	本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
輸送施設に関する情報	道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
	鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
	港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 離島における住民の避難の体制整備

市は、離島の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」(平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知及び国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官(危機管理担当)通知)を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関及び佐賀県水難救済会、漁業協同組合等の長との連携協力を努めるとともに、次に掲げる情報を把握するものとする。

【離島の全住民の避難を視野に入れた場合に把握しておくべき情報】

- | |
|--|
| ① 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段及びその数量
② 想定される避難先までの輸送経路及び所要時間
③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
④ 島内にある港までの輸送体制 など |
|--|

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	原子力安全対策課 産業グリーン化推進グループ
	2号	ガス工作物	経済産業省	危機管理防災課
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	該当なし
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	行政デジタル推進課
	6号	放送用無線設備	総務省	行政デジタル推進課
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	空港課
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	河川砂防課
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	危機管理防災課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	該当なし
	4号	高圧ガス	経済産業省	該当なし
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	原子力安全対策課
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	該当なし

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁	所管県担当部局
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	危機管理防災課
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	薬務課
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	危機管理防災課
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	該当なし
	11号	毒性物質	経済産業省	該当なし

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

1 市における備蓄（法第142条、145条）

(1) 防災のための備蓄との関係（法第146条）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材について、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（法第147条）

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及び

バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発（法第43条）

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携し、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット、SNS等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講習会等を実施する。また、高齢者、障がい者（児）、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第43条）

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。